

カニの勧誘電話にご用心！

自分の留守中に自宅へ海産物販売業者から電話があり、妻が出た。業者は自分の住所と名前を知っており、「以前カタログギフトで海産物を注文した人へ連絡している。ズワイガニを6日後に代引きで送る」と言われ、妻は事情がわからず承知したという。帰宅後に妻から話を聞き、電話の着信履歴に残っていた番号へ電話し、「注文を取り消したい」と伝えたところ了承された。

キャンセルできたか不安だ。



ひとこと助言

「カニなどの海産物の勧誘電話を受け、強引に契約をさせられた。断ったのに商品が届いた。」「キャンセルしたいのに業者と連絡が取れない。」、

「家族が注文したと思い返事をしてしまった。」などのご相談が多数寄せられています。

- 家族が注文したか不明な場合は、本人に確認してから返事をするなど、即答せずに冷静に対応することが大切です。
- 電話での勧誘を受けて契約した場合は、8日以内であればクーリング・オフができます。
- 業者と連絡が取れないなど、不安なとき、困ったときは、早めに八王子市消費生活センター（電話 631-5455）にご相談ください。



第51回 消費生活フェスティバル

テーマ「つなげよう！あなたの消費が未来を変える」

日時：2月3日（土）午前10時～午後4時

場所：クリエイトホール 5階・9階（受付：5階）

☆様々な団体が楽しい体験ブースなどを出展しています。

消費生活に関するミニセミナーも実施します。

皆様のご来場をお待ちしています。



同時開催の消費生活講演会は事前申し込みが必要です。

◇消費生活講演会◇

「あなたの消費が未来を変える」～食品ロスを減らすには～

「賞味期限のウソ～食品ロスはなぜ生まれるのか」の著書で有名な、井出留美さんを講師に迎え、講演会を開催します。

対象：市内在住・在勤・在学の方

日時：2月3日（土）午後1時30分から午後3時

会場：クリエイトホール 11階 視聴覚室

定員：72名（先着順）

申し込み：直接、電話、または「消費生活講座」と氏名・電話番号を書いて、ファックスで消費生活センターへ



八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

- 相談時間 ➤ 午前9時～午後4時30分
- 相談日 ➤ 月曜日～土曜日（祝・休日、年末年始を除く）

*相談は無料、秘密は厳守します。
*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

- 問い合わせ ➤ 電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025
〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。
FAXではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはFAXでもお受けしています。

